

知立市介護予防・日常生活支援総合事業についてのQ & A（令和3年7月6日更新）

更新日	サービス種別	質問	回答	参考
令和2年 4月22日	第1号 通所事業	第1号通所事業利用者のうち、新型コロナウイルス感染拡大防止のため居宅で生活している者に対して、職員が訪問して支援を行った場合どのように算定するか。	<p>新型コロナウイルス感染症に係る通所介護サービスの取り扱いについては、国は「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて」で定めておりますが、本市の介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業においても、国に準じた取り扱いとします。</p> <p>具体的には、居宅で生活している利用者に対して職員が居宅を訪問、または電話にてサービスを提供した場合は通常提供しているサービスと同様に算定できるものとします。実施方法についても国の通知に準じた内容とします。</p> <p>保険者としては利用者の介護予防サービス・支援計画表の目標達成に向けて、できる限りサービス提供に努めていただきたいが、通常提供しているサービスの実施が難しい場合は、臨時的に他の手段によって健康管理と自立支援を図る趣旨である。そのため居宅介護支援専門員と協議して支援が必要と判断した場合は積極的に代替手段を検討していただきたい。</p> <p>なお、この場合、利用者本人・家族への説明と文書による同意を得ること、居宅サービス計画書に位置付けることが必要であるため留意いただきたい。</p> <p>また、算定方法については以下のとおりとするが、利用実績がない月の報酬は請求できないため留意いただきたい。</p> <p>（1）介護予防通所サービスの場合 月額請求とする。 例） 要支援1、介護予防通所サービス週1回利用の利用者が自主的に休んだため、週に1度（月に4回）訪問にてサービスを提供した。 →介護予防通所サービスにおいては月額包括報酬（定額制）としているため、月額請求（1,655単位）にて算定する。</p> <p>（2）通所型サービスAの場合 回数請求とする。 例） 要支援1、通所型サービスA週1回利用の利用者が自主的に休んだため、週に1度（月に4回）訪問にてサービスを提供した。 →通所型サービスAにおいては「サービス利用実績に応じた報酬設定」の観点から、原則として1回当たりの単価設定による報酬を用いるため、4回分（252単位×4回=1,008単位）算定する。</p>	<p>・令和2年2月17日事務連絡 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて等</p>
令和2年 12月8日	第1号 通所事業 第1号 訪問事業	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、臨時休業日を設けた場合、総合事業の月額報酬のサービス費についてどのように請求をすればよいか。	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業所が休業し、利用者に対して、介護予防サービス・支援計画に基づく利用回数等のサービスが提供できなかった場合には、当該利用者については、日割り計算を行うこととする。一方、休業の影響を受けず、介護予防サービス・支援計画に基づく利用回数等のサービスを提供した利用者については、日割り計算は行わない。</p> <p>日割り計算の方法は、月の総日数から、新型コロナウイルス感染拡大防止のため休業した期間（定期休業日を含む。）を差し引いた日数分について請求することとする。</p>	<p>・令和2年3月6日事務連絡 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）問4</p> <p>・令和元年10月15日事務連絡 令和元年台風第19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて2-（3）</p> <p>参考 市独自に基準を設ける</p>
令和3年 7月5日	第1号 通所事業 第1号 訪問事業	月額包括報酬の加算のうち日割り計算用サービスコードがない加算及び減算について、月途中で同一事業所の総合事業内でサービスが変更となった場合、どのように請求をするか	<p>月末における契約のサービスに応じた報酬を算定するものとします。</p>	<p>・令和3年4月27日事務連絡 介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（確定版）の一部訂正資料1-9「日割り計算用サービスコードがない加算及び減算」</p> <p>参考 市独自に基準を設ける</p>